

## 平成27年12月17日（木曜日）

### ○出席議員（13名）

議長	生田	勇人	君	7番	恩道	正博	君
1番	米田	一香	君	8番	北川	悦子	君
2番	磯貝	幸博	君	9番	夷藤	満	君
3番	七田	満男	君	10番	清水	文雄	君
4番	太田	臣宣	君	11番	中川	達	君
5番	川口	正己	君	12番	南	守雄	君
6番	藤井	良信	君				

### ○説明のため出席した者

町長	川口	克則	君	町民福祉部長	上島	恵美	君
副町長	上出	孝之	君	町民福祉部長	下村	利郎	君
教育長	久下	恭功	君	町民福祉部長	出嶋	剛	君
総務部長	向	貴代治	君	町民福祉部長	岩本	昌明	君
町民福祉部長	大徳	茂	君	町民福祉部長	本	郁夫	君
都市整備部長	長丸	一平	君	町民福祉部長	松井	賢志	君
都市整備部担当部長 (企画・地域振興担当)	田中	徹	君	町民福祉部長	松岡	裕司	君
都市整備部担当部長 兼上下水道課長	長田	学	君	町民福祉部長	銭丸	弘樹	君
教育委員会教育部長	北川	真由美	君	町民福祉部長	上前	浩和	君
総務部総務課長	棚田	進	君	町民福祉部長	井上	慎一	君
総務部総務課 人事秘書担当課長	瀬戸	博行	君	町民福祉部長	浜出	二郎	君
総務部財政課長	長谷川	徹	君	町民福祉部長	田中	義勝	君
総務部税務課長	若林	優治	君	町民福祉部長	岡田	秀	君
総務部税務担当課長 兼総合収納室長	岩上	涼一	君	町民福祉部長	上出	功	君
町民福祉部長	重原	正	君	町民福祉部長	水野	博幸	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 中 宮 憲 司 君                      事務局 書記 小 坂 しおり 君  
事務局 次 長 助 田 有 二 君

○議事日程（第3号）

平成27年12月17日      午後1時00分開議

日程第1

議案一括上程

議案第63号 平成27年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から

議案第79号 内灘町名誉町民の称号の贈呈につき同意を求めることについてまで

請願第5号 「所得税法56条廃止の意見書採択を求める」請願書

請願第6号 TPP交渉に関する請願

日程第2

議会議案第11号 内灘町議会定例会条例の一部を改正する条例の提出について

議会議案第12号 内灘町議会定例会規則の一部を改正する規則の提出について

議会議案第13号 内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

議会議案第14号 内灘町議会通年議会試行期間の要綱の廃止及び内灘町議会通年議会実施要綱の提出について

提案理由の説明

日程第3

追加議案の上程

議案第80号 教育長の任命につき同意を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明



午後1時00分開議

○開 議

○議長【生田勇人君】 ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【生田勇人君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、8日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

なお、島田睦郎町民福祉部担当部長及び生田秀治消防長から、本日の会議を欠席する旨

の届け出がありましたので、ご了承願います。



○議案一括上程

○議長【生田勇人君】 日程第1、去る12月10日、各常任委員会に付託いたしました議案第63号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第4号）から議案第79号内灘町名誉町民の称号の贈呈につき同意を求めることについてまでの17議案、並びに新規に提出されました請願第5号及び請願第6号を一括して議題といたします。



○委員長報告

○議長【生田勇人君】 これより各常任委員

会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

太田臣宣総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 太田臣宣君 登壇〕

**○総務産業建設常任委員長【太田臣宣君】** 平成27年第2回定例会12月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、副町長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第63号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第4号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、4項選挙費、6款農林水産業費1項農業費、8款土木費1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都市計画費、9款消防費1項消防費、12款公債費1項公債費の各款項及び第2条地方債の補正、第3条繰越明許費、2款総務費1項総務管理費については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第64号平成27年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第68号内灘町総合計画条例についての2議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第69号内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第70号内灘町霊園条例について、議案第71号内灘町税条例等の一部を改正する条例について、議案第77号道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定についての3議案は、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第79号内灘町名誉町民の称号の贈呈につき同意を求めることについては、これに同意することに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第5号「所得税法56条廃止の意見書採択を求める」請願書、請願第6号TPP交渉に関する請願の2件については、慎重に審議し採決の結果、賛成少数で、いずれも不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、都市整備、消防等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成27年12月17日

総務産業建設常任委員会委員長 太田臣宣

**○議長【生田勇人君】** 川口正己文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 川口正己君 登壇〕

**○文教福祉常任委員長【川口正己君】** 平成27年第2回定例会12月会議において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第63号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第4号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、7項交通安全対策費、3款民生費1項社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1項保健衛生費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第65号平成27年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第66号平

成27年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第67号平成27年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）の3議案については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第72号内灘町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第73号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第74号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例についての2議案は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第75号河北郡市広域事務組合理約の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第76号内灘町福祉センター（憩）の指定管理者の指定について、議案第78号内灘町サッカー競技場の指定管理者の指定についての2議案は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等、所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成27年12月17日

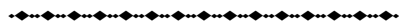
文教福祉常任委員会委員長 川口正己

○議長【生田勇人君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。



#### ○質疑の省略

○議長【生田勇人君】 なお、昨日までに委員長報告に対する質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。



#### ○討 論

○議長【生田勇人君】 次に、討論に入りま

す。

討論ございませんか。

8番、北川悦子議員。

〔8番 北川悦子君 登壇〕

○8番【北川悦子君】 議席番号8番、北川悦子です。

請願第5号と第6号について、賛成の立場で討論します。

先ほどの委員長報告では不採択でありました請願第5号「所得税法第56条廃止の意見書採択を求める」請願については、個人事業者と生計をともにする配偶者や家族が事業から受け取る報酬を事業の必要経費と認めないと所得税法第56条は規定しています。明治20年に制定され、この考え方は戦前の家父長制度で家長に絶対的な権力を持たせる家制度によっています。

憲法24条では家族における個人の尊厳と両性の本質的平等をうたい、家制度は廃止されている現代において、申告形態にかかわらず家族一人一人の働き分は必要経費と認めるべきです。家族従業者の多くは女性であり、その働き分が給料として認められないということは女性に対する差別であるとも言えます。

男女格差を助長する女性の無償労働を解消するためにも、56条は廃止すべきです。

また、請願第6号T P P交渉に関する請願について。

T P P交渉は、10月5日大筋合意、11月5日に暫定文書が発表されました。その内容は、皆さんご存じのように、米国、豪州産米合わせて7.8万トン特別輸入枠を設定する、牛肉、豚肉の関税を引き下げる、麦の事実上の関税となるマークアップを45%削減、乳製品の輸入枠の設定、甘味資源作物の新設など、農産品重要5品目全て譲歩する内容となっています。

国会決議では、「重要5品目については関税の撤廃だけでなく削減も行わない「除外」であり、これが満たされない場合は交渉から

撤退」を明記しており、国会決議に違反するものです。

さらに、重要5品目以外の野菜、果物、林産物、水産物の99%関税撤廃するとしています。日本の農業だけでなく、食の安全、医療、地域経済と、これでは暮らしがめちゃくちゃになってしまいます。

大筋合意は最終文書ではありません。TPP大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会、国民の議論を保障することです。

また、国会決議に違反する合意は撤回し、協定へ調印、批准は行わないよう、国に意見書上げることに議員の皆様の賛同をお願いします。

以上で討論を終わります。

**○議長【生田勇人君】** 他に討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



## ○表 決

**○議長【生田勇人君】** これより議案の採決に入ります。

まず、議案第63号平成27年度内灘町一般会計補正予算（第4号）、議案第64号平成27年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号平成27年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第66号平成27年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第67号平成27年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）の5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【生田勇人君】** 起立全員であります。よって、議案第63号から議案第67号までの5議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

**○議長【生田勇人君】** 次に、議案第68号内灘町総合計画条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【生田勇人君】** 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

**○議長【生田勇人君】** 次に、議案第69号内灘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【生田勇人君】** 起立多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

**○議長【生田勇人君】** 次に、議案第70号内灘町霊園条例について、議案第71号内灘町税条例等の一部を改正する条例について、議案第72号内灘町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について、議案第73号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第74号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第75号河北郡市広域事務組合規約の変更についての6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第70号から議案第75号までの6議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第76号内灘町福祉センター（憩）の指定管理者の指定について、議案第77号道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定について、議案第78号内灘町サッカー競技場の指定管理者の指定についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第76号から議案第78号までの3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

○議長【生田勇人君】 次に、議案第79号内灘町名誉町民の称号の贈呈につき同意を求めることについてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、これに同意するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第79号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、今12月会議までに受理しました請願を採決いたします。

まず、請願第5号「所得税法56条廃止の意見書採択を求める」請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択で

あります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第5号「所得税法56条廃止の意見書採択を求める」請願書に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立少数であります。よって、請願第5号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、請願第6号T P P交渉に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第6号T P P交渉に関する請願に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立少数であります。よって、請願第6号は不採択とすることに決定いたしました。



#### ○議案一括上程

○議長【生田勇人君】 日程第2、議会議案第11号内灘町議会定例会条例の一部を改正する条例の提出について、議会議案第12号内灘町議会定例会規則の一部を改正する規則の提出について、議会議案第13号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について、議会議案第14号内灘町議会通年議会試行期間の要綱の廃止及び内灘町議会通年議会実施要綱の提出についての4議案を一括して議題といたします。



#### ○提案理由の説明

○議長【生田勇人君】 これより提出者から提案理由の説明を求めます。9番、夷藤満議員。

〔9番 夷藤満君 登壇〕

○9番【夷藤満君】 ただいまより提案理由

の説明をいたします。

議会議案第11号から議会議案第14号は、通年議会を本格導入するに当たり、内灘町議会定例会条例、定例会規則及び会議規則を改正し、あわせてその実施要綱を定めるものであります。

近年、地方創生のかけ声のもと、まち・ひと・しごとの新たな発展に向け、それぞれの自治体において取り組みが始められており、これに対し、地方議会においてもさらなる政策立案能力や監視機能の充実強化が求められております。

このような中、内灘町議会では昨年6月から通年議会を試行して、議会活動のさらなる活性化と迅速な議会对応を図ってきたところであります。会期の通年化は、議会の判断による本会議が随時開催可能となり、また十分な審議時間が確保されるなど、議会機能の強化と議会運営の充実につながるものであります。

この12月25日で200日間のこれまでの試行期間が終わることに伴い、さらに議会改革を前進させるためにも、このたび通年議会の本格導入を提案することといたしました。

実質的な導入は来年5月からとなりますが、平成28年に限り、1月から4月までが第1回の定例会となり、5月から翌年4月までが第2回の定例会となることをご了承いただいた上で、どうか議員各位には、これらの趣旨を十二分にご理解していただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

皆様には、ご理解いただいてご賛同をよろしく願いいたします。

**○議長【生田勇人君】** 提案理由の説明が終わりました。

#### ○質 疑

**○議長【生田勇人君】** 次に、質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

#### ○討 論

**○議長【生田勇人君】** 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

#### ○表 決

**○議長【生田勇人君】** これより議案の採決に入ります。

議会議案第11号内灘町議会定例会条例の一部を改正する条例の提出について、議会議案第12号内灘町議会定例会規則の一部を改正する規則の提出について、議会議案第13号内灘町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について、議会議案第14号内灘町議会通年議会試行期間の要綱の廃止及び内灘町議会通年議会実施要綱の提出についての4議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。各議案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長【生田勇人君】** 起立全員であります。よって、議会議案第11号から議会議案第14号までの4議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

#### ○追加議案の上程

**○議長【生田勇人君】** 日程第3、追加議案の上程を行います。

議案第80号教育長の任命につき同意を求めることについて並びに諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2議案を一括して議題といたします。

#### ○提案理由の説明

○議長【生田勇人君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議をいただき、今ほどは全ての議案について議決を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

**議案第80号** 教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、現教育委員会委員の久下恭功氏が平成27年12月21日をもって任期満了を迎えるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により教育長として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

**諮問第2号** 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現委員の林腰紀男氏が平成28年3月31日をもって任期満了を迎えるため、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長【生田勇人君】 提案理由の説明が終わりました。



#### ○質疑、討論、委員会付託の省略

○議長【生田勇人君】 お諮りいたします。ただいま提出されました2件については、人事に関する案件につき、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第80号教育長の任命につき同意を求めることについて及び諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに

ついでに2件は、質疑、討論、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。



#### ○表 決

○議長【生田勇人君】 これより追加議案の採決に入ります。

議案第80号教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、議案第80号教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

○議長【生田勇人君】 次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【生田勇人君】 起立全員であります。よって、諮問第2号については、これを適任とすることに決定いたしました。



#### ○閉会中継続審査及び調査

○議長【生田勇人君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めま



す。よって、各委員長からの申し出のとおり  
閉会中の継続審査並びに調査に付することに  
決定いたしました。



○閉議・閉会

○議長【生田勇人君】 以上で今回の12月会  
議に付議された議件は全部議了いたしました。

お諮りいたします。内灘町議会会議規則第  
7条の規定により、平成27年第2回内灘町議  
会定例会を本日で閉会したいと思います。こ  
れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【生田勇人君】 ご異議なしと認めま  
す。よって、本定例会は本日をもって閉会す  
ることに決定いたしました。

これをもって平成27年第2回内灘町議会定  
例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、大変ご苦勞さ  
までございました。

午後1時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ  
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員